

うちトコ動物避難所マップ利用規約

第1条(目的)

本規約は、特定非営利活動法人全国動物避難所協会(以下、当協会という)が運営するWEBサービス、うちトコ動物避難所マップ(以下、避難所マップという)の登録および利用に関して、動物避難所登録を行う動物避難所運営者(以下、避難所運営者という)及びペット防災の啓発登録を行うペット防災啓発窓口事業者(以下、啓発窓口事業者という)と、当協会の役割や責務を定義することで、避難所マップの円滑な利用を促進し、もって、両者が協力し、人と動物が共に安心して避難できる社会創りに資する活動を行うことを目的とする。

第2条(サービス提供内容)

当協会は、うちトコ動物避難所マップWEBサイトを構築し、以下のサービスを提供する。

1. うちトコ動物避難所マップWEBサイトの公開
2. 動物避難所登録及び一覧化
3. 動物避難所開設計画作成フォーマットの提供
4. 民間動物避難所運営ガイドラインの提供
5. ペット防災啓発窓口登録及び一覧化

第3条(サービス利用料)

本サービスの利用料は無料とする。ただし、当協会は会員を募集しており、避難所マップサイト内において、会員の募集を行う。会員であるかどうかは、本サービスの利用を妨げるものではない。

第4条(避難所登録)

動物避難所登録を行おうとする、避難所運営者は、避難所マップ内の動物避難所登録フォームより避難所登録の申請を行わなければならない。

避難所運営者より避難所登録申請があった場合、当協会は、14日以内に避難所運営者に対し、避難所情報入力のための専用アカウントを発行しなければならない。ただし、避難所運営者にアカウント発行に支障のある事情がある場合、当協会理事会の承認を経て、アカウント発行を停止することができる。

第5条(啓発窓口登録)

ペット防災啓発窓口登録を行おうとする、啓発窓口事業者は、避難所マップ内のペット防災啓発窓口登録フォームよりペット防災啓発窓口登録の申請を行わなければならない。

啓発窓口事業者よりペット防災啓発窓口登録の申請があった場合、当協会は、14日以内に申請情報を避難所マップサイトに公開しなければならない。ただし、申請情報に漏れや誤りがある場合、啓発窓口事業者より応答があるまで、公開を延期することができる。

当協会は、公開後に啓発窓口事業者に対し、公開された旨を伝え、公開情報について確認を促さなければならない。

第6条(当協会の責務)

避難所マップサイト運営に関して、当協会は以下の責務を負う

1. 当協会は、避難所マップサイト内に掲載される情報について監視を行い、不適切な情報と認められる場合には速やかに対処しなければならない。各避難所運営者が掲載する情報に不適切な情報が含まれる場合、当協会は、当該避難所運営者に速やかに連絡

し、情報掲載に関する協議を行うものとする。避難所運営者が、不適切な情報についての削除に応じない場合は、当協会の責任において削除することができるものとする。

2. 当協会は、避難所マップサイトの運営に関して、WEBシステムのメンテナンスを行い、安定的なサイト運営に努めなければならない。
3. 民間動物避難所開設・運営ガイドライン等の情報については、最新版を掲載するものとし、随時更新に努めなければならない。

第7条(避難所運営者の責務)

避難所運営者(ただし、指定避難所を除く)は、避難所マップ掲載にあたって、以下の責務を負う。

1. 管理画面より作成できる動物避難所開設計画フォーマットについて、可能な限りの項目を入力するように努めなければならない。
2. 動物避難所開設計画は、年に1回以上の頻度で見直しを行うように努めなければならない。
3. 動物避難所開設計画に基づく、動物避難所開設訓練もしくは動物避難所開設に向けた準備活動を年に1回以上の頻度で行うように努めなければならない。
4. 動物避難所を開設した場合は、開設から3日以内に、当協会に対しメール・電話・SNS等の手段によって報告するよう努めなければならない。
5. 動物避難所を開設した場合は、避難所運営者自身が運営するSNSやWEBサイト等の広く情報公開が可能な媒体を通じて、動物避難所運営の様子について、報告するよう努めなければならない。
6. 災害に際して、動物避難所間での相互支援活動を行う場合に、可能な限り相互支援活動に参加するように努めなければならない。

第8条(啓発窓口事業者の責務)

啓発窓口事業者は、避難所マップ掲載にあたって、以下の責務を負う。

1. 地域住民や飼い主等に対して、可能な範囲でペット防災に関する啓発を行うよう努めなければならない。
2. 啓発活動を行う上で必要なペット防災に関わる知識の習得に努めなければならない。
3. 啓発窓口として活動を行った場合は、啓発窓口事業者自身が運営するSNSやWEBサイト等の広く情報公開が可能な媒体を通じて、動物避難所運営の様子について、報告するよう努めなければならない。
4. 災害に際して、動物避難所と連携して相互支援活動を行う場合に、可能な限り相互支援活動に参加するように努めなければならない。

第9条(避難所マップ利用の原則)

1. 各登録事業者は、当協会からの諸連絡に関して、適宜応答するものとする。
2. 各登録事業者は、各事業者が行うペット防災活動に関して、自ら責任を負って活動を行うものとする。
3. 各登録事業者は、避難所マップサイトを登録・利用するにあたり、当協会や別の登録事業者に対し、本規約に定められる責務を超えた、過剰な要求を行ってはならない。

第10条(避難所及び啓発窓口の登録の取り消し)

避難所運営者もしくは啓発窓口事業者が、第7・8条の責務を怠り、もしくは、第9条の原則を逸脱し、各運営者としての活動に支障があると判断される場合、当協会理事会の承認を経て、公開情報の登録の取り消しができるものとする。

第11条(避難所及び啓発窓口の退会)

避難所運営者もしくは啓発窓口事業者より退会の連絡があった場合、当協会は、7日以内に公開情報を削除し、連絡のあった避難所運営者もしくは啓発窓口事業者に対し、削除した旨を伝え、避難所マップの確認を促さなければならない。

第12条(登録情報の第三者への提供)

動物避難所マップサイトに登録された動物避難所の登録情報については、当法人の正会員もしくは法人賛助会員が、うちトコ動物避難所マップとは別の媒体で、一般に向けて、動物避難所の情報を紹介する目的で用いる場合に限り、登録情報を提供することがある。その場合、提供する情報は、施設名、避難所の登録種別、住所、代表者名、担当者名、電話番号、ホームページ、対応する動物の種別・頭数、避難所の形態に限るものとする。

第13条(賠償責任の所在)

避難所運営者が避難所マップを利用したことにより生じた損害、苦情、請求に関しては、避難所運営者自身の責任と費用負担によって解決するものとする。避難所運営者が避難所マップを利用したことにより生じた損害に関して、当協会は一切の責任を負わないこととする。

避難所運営者の本規約違反、又は、避難所運営者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求への対応に関連して、当協会に費用が発生した場合(賠償金の支払を含む)、避難所運営者は当該費用を弁償するものとする。

第14条(善管注意義務)

避難所マップ利用に際しては、避難所運営者と当協会それぞれが善良なる管理者の注意をもって運営を行うものとする。

第15条(準拠法および合意管轄裁判所)

本規約は、日本国法に基づいて解釈または適用されるものとする。避難所マップの利用及び本規約に関する紛争について、司法的判断を求める場合には、日本国地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

附則

- 1 この規程は、令和3年11月15日に施行する(令和3年11月15日理事会決議)
- 2 この規程は、令和5年11月27日に施行する(令和5年11月27日理事会決議)
- 3 この規程は、令和7年9月24日に施行する(令和7年9月24日理事会決議)